

中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画 新旧対照表（案）

(旧) 地域総合治水推進計画	(新) 地域総合治水推進計画
<p data-bbox="421 555 819 577">中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画</p> <p data-bbox="501 1193 743 1267">平成 26 年 3 月 (平成 28 年 10 月一部改定) (平成 30 年 3 月一部改定)</p> <p data-bbox="591 1305 651 1327">兵庫県</p>	<p data-bbox="1413 555 1812 577">中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画</p> <p data-bbox="1375 1166 1845 1256">平成 26 年 3 月 (平成 28 年 10 月一部改定) (平成 30 年 3 月一部改定) <b>(令和 3 年 3 月河川対策アクションプログラムを追記)</b></p> <p data-bbox="1576 1270 1637 1292">兵庫県</p>

(旧) 地域総合治水推進計画

(新) 地域総合治水推進計画

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

3-1. 全般

3-1. 全般

県及び市町は、河川下水道対策を実施することはもちろんであるが、互いに連携して県民に啓発しながら、県民と協力して河川下水道対策、流域対策、減災対策を推進する。

県及び市町は、河川下水道対策を実施することはもちろんであるが、互いに連携して県民に啓発しながら、県民と協力して河川下水道対策、流域対策、減災対策を推進する。特に、県が重点的に推進する事前防災対策については、「河川対策アクションプログラム」に基づき実施する。このほか、総合治水に資する山地防災・土砂災害対策や、高潮、津波対策、インフラメンテナンス等については各分野別計画等に基づき実施する。

- 県の責務…… 総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施
- 市・町の責務… 各地域の特性を生かした施策の策定・実施
- 県民の責務… 雨水の流出抑制と浸水発生への備え  
行政が実施する総合治水に関する施策への協力

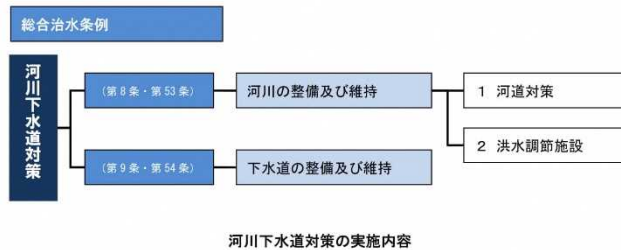
- 県の責務…… 総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施
- 市・町の責務… 各地域の特性を生かした施策の策定・実施
- 県民の責務… 雨水の流出抑制と浸水発生への備え  
行政が実施する総合治水に関する施策への協力

3-2. 河川・下水道対策

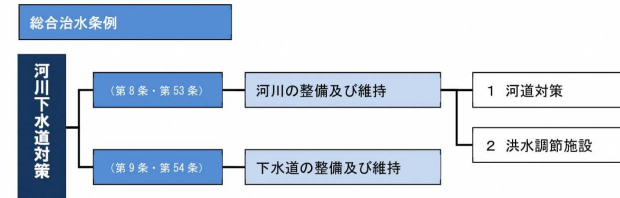
3-2. 河川・下水道対策

市川や夢前川をはじめとした二級河川を管理する県と、内水対策を所管する市町が連携し、適切な役割分担のもと、具体的な整備スケジュール等の調整を十分図り、効果的で効率的な河川下水道対策に取り組む。

市川や夢前川をはじめとした二級河川を管理する県と、内水対策を所管する市町が連携し、適切な役割分担のもと、具体的な整備スケジュール等の調整を十分図り、効果的で効率的な河川下水道対策に取り組む。



河川下水道対策の実施内容



河川下水道対策の実施内容

(旧) 地域総合治水推進計画

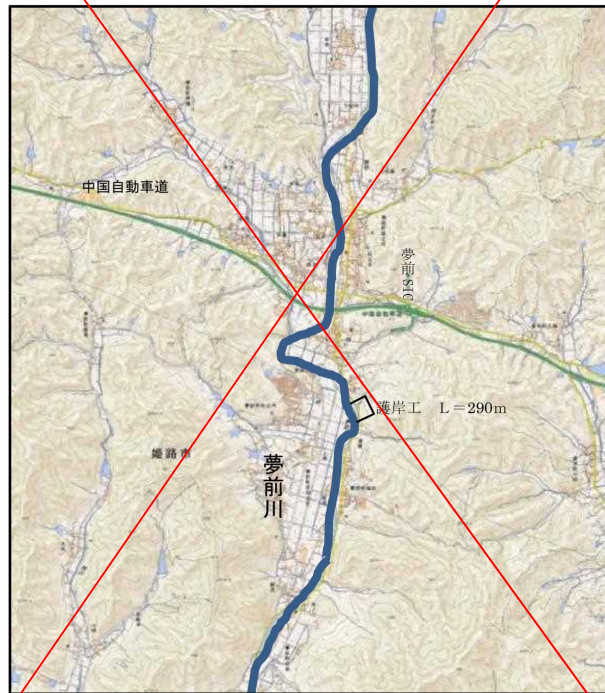
2) 中上流部における緊急的な取組

近年家屋等への浸水被害が発生している箇所において、緊急的に治水安全度の向上を図るため、上下流バランスに配慮しながら、局所的な整備を実施する。

中上流部における緊急的な取組箇所

河川名	整備箇所	延長 (m)	主な整備内容
夢前川	姫路市夢前町古知之庄	290	護岸工
越知川	神崎郡神河町根宇野	270m	護岸工
越知川	神崎郡神河町山田	60m	護岸工

備考) 整備の延長や内容については、今後の精査により変動する場合がある。



中上流部における緊急的な取組箇所 (夢前川)

(新) 地域総合治水推進計画

P58、59 の図・表を削除し、4-2 下水道の整備および維持 (P59) 以降を詰める。

2) 中上流部における緊急的な取組

近年家屋等への浸水被害が発生している箇所において、緊急的に治水安全度の向上を図るため、上下流バランスに配慮しながら、局所的な整備を実施する。

4-2. 下水道の整備及び維持

下水道対策は各市町の下水道計画等に基づき、以下の方針により整備を進める。

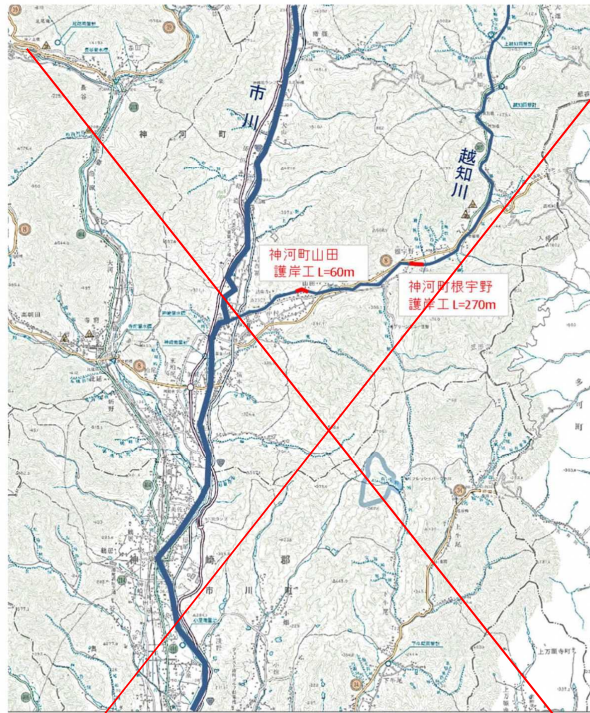
下水道対策の推進に関する基本的な方針

対象	これまでの取組	今後の取組
福崎町	<ul style="list-style-type: none"> <li>年超過確率 1/7 (46mm/h) の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組んでいる。</li> <li>集中豪雨の浸水対策として、平成 17 年より川すそ雨水幹線事業、川端雨水幹線事業の整備を順次進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年超過確率 1/7 (46mm/h) の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組む。</li> <li>川すそ雨水幹線事業及び川端雨水幹線事業の早期整備等、内水対策を中心に取り組んでいく。</li> </ul>
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>年超過確率 1/5 (42.8mm/h) の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年超過確率 1/10 (49.5mm/h) の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組む。</li> </ul>
高砂市	<ul style="list-style-type: none"> <li>年超過確率 1/7 (42.6mm/h) の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年超過確率 1/7 (42.6mm/h) の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組む。</li> </ul>
太子町	<ul style="list-style-type: none"> <li>年超過確率 1/5 (43mm/h) の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年超過確率 1/5 (43mm/h) の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組む。</li> <li>浸水被害の危険性がある地区については、既存水路の拡幅等対応可能な範囲で浸水被害の軽減に努める。</li> </ul>

また、今後 5 年間、計画地域では、以下のような整備が行われる。

対象	今後 5 年間での主な整備内容
福崎町	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道計画に基づき、下水道整備を推進する。</li> <li>H25～H29: 川端雨水幹線の整備を推進する。</li> <li>H25～H35: 川すそ雨水幹線の整備を推進する。</li> </ul>
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道計画に基づき、下記の整備を推進する。</li> <li>糸引公園雨水貯留施設、福泊調整池の整備</li> <li>八家川第五ポンプ場、大塩ポンプ場の整備</li> <li>天川第一ポンプ場の増設</li> <li>汐入川才西川放水路幹線、広畑本町貯留管、大津茂川右岸 2 号幹線、船場増補幹線などの整備</li> </ul>
高砂市	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道計画に基づき、天川水系における下記の整備を推進する。</li> <li>島の川ポンプ場 φ600mm×2 台増設</li> <li>雨水管・面整備 未定</li> </ul>
太子町	下水道計画に基づき、下水道整備を推進する。

(旧) 地域総合治水推進計画



中上流部における緊急的な取組箇所（越知川）

(新) 地域総合治水推進計画

図を削除。

4-2 下水道の整備及び維持以降は変更がないのでページを詰める。

5. 流域対策

5-1. 調整池の設置及び保全

従来、県では、1ha以上の開発行為を行う場合、開発による県管理河川への雨水の流出量の増大を抑制するため、「調整池指導要領及び技術基準」(兵庫県県土整備部)に基づき、開発者に対して防災調整池の設置を指導してきた。

総合治水条例では、「調整池の設置・保全」として1ha以上の開発行為を行う開発者等に対し、技術的基準に適合する「重要調整池」を設置し、雨水の流出抑制機能を維持するために適切な管理を行うことを義務づけた。(本条項は平成25年4月1日施行)

■計画地域での分布状況

現在、計画地域には、調整池83施設\*が存在し、夢前川水系及び市川水系に多く分布している。

※83施設は開発に伴う協議を行った数であり、現存している施設数と異なる場合がある。

防災調整池施設数一覧

水系名	所在市町名	施設数	
天川水系	姫路市	6	6
	高砂市	0	
	(加古川市)	0	
	(加西市)	0	
西浜川水系	姫路市	0	1
	高砂市	1	
八家川水系	姫路市	0	0
市川水系	姫路市	7	53
	福崎町	25	
	市川町	11	
	神河町	6	
	朝来市	4	
野田川水系	姫路市	0	0
船場川水系	姫路市	3	3
夢前川水系	姫路市	17	17
	太子町	0	
汐入川水系	姫路市	0	0
大津茂川水系	姫路市	2	2
	太子町	0	
	(たつの市)	0	
残流域	姫路市	1	1
合計			83

(平成26年3月現在)

※( ) 書きは、流域のみで法定河川は含まれていない市

(旧) 地域総合治水推進計画

改定履歴

改定月	主な改定内容
計画策定：平成26年3月	
第1回改定：平成28年10月	・中上流部における緊急的な取組の追加（夢前川）
第2回改定：平成30年3月	●中間見直し ・各種データ更新 ・水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画の取組の追加 ・八家川モデル地区の追加 ・中上流部における緊急的な取組の追加（越知川）

(新) 地域総合治水推進計画

改定履歴

改定月	主な改定内容
計画策定：平成26年3月	
第1回改定：平成28年10月	・中上流部における緊急的な取組の追加（夢前川）
第2回改定：平成30年3月	●中間見直し ・各種データ更新 ・水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画の取組の追加 ・八家川モデル地区の追加 ・中上流部における緊急的な取組の追加（越知川）
第3回改定：令和3年3月	●河川対策AP位置づけ ・河川対策アクションプログラムに基づく事前防災対策の推進等を追記